

木曽岬町防犯対策補助金の補助対象について

木曽岬町防犯対策補助金の補助対象については、以下の点にご注意願います。



共通事項

- ・ 犯罪防止を目的としていること。
- ・ 「防犯対策を実施する住宅等」とは、補助対象者の住所と同一敷地内にある建物、駐車場、倉庫等をいう。
- ・ リースやホームセキュリティーなどのサービス契約、防犯スプレーなどの護身用具、防犯対策以外の目的を有する門扉・フェンスは、補助対象外とする。
- ・ 防犯対策を実施する住宅等が賃貸の場合は、当該住宅等の所有者または管理者の同意書を添付すること。

防犯カメラ

- ・ 設置場所は、住宅等の敷地内であること。
- ・ 撮影範囲は、住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者または使用者に事前説明を行い、同意を得ていること。
- ・ 24時間絶えず撮影録画できるものまたは、人感センサーなどにより、人を検知した時に録画できるものであること。
- ・ 表示板のみの設置、ダミーカメラ、ドライブレコーダーは、補助対象外とする。

センサーライト

- ・ 屋外に設置するもので、動体検知により自動的に一定の時間ライトで照らすものであること。
- ・ 不審者の自宅への侵入を防ぐことを目的としていることから、夕方になると点灯し、朝になると消灯する明暗検知のセンサーライトは補助対象外とする。

センサーアラーム

- ・ 動体検知により警報音を発するものであること。



防犯フィルム

- ・窓からの侵入を防止する「防犯フィルム」として、また、家の中を見えにくくする「目隠しフィルム・ミラーフィルム」として、一般販売されているものとする。
- ・「飛散防止フィルム」や「遮熱・断熱フィルム」は、補助対象外とする。

防犯ガラス

- ・2枚以上のガラス板の間に特殊な中間膜を圧着させた合わせガラスであること。



補助錠等

- ・補助錠:主鍵の他に防犯性を高める目的で、玄関や勝手口、窓などに補助的に取り付ける鍵をいう。
- ・サムターンカバー:サムターン(つまみ)回しによる不正開錠を防ぐため、ドアの内側にあるサムターンを覆うカバーをいう。
- ・ガードプレート:ドアの隙間から器具を差し込むことができないよう、ドアの側面に取り付けるプレートをいう。

防犯対策用砂利

- ・不審者の自宅への侵入を防ぐことを目的に、踏むと大きな音が発生するよう加工された砂利で「防犯砂利」として一般販売されているものであること。

迷惑電話防止機能付電話等

- ・以下のいずれかの機能を有する固定電話または固定電話に接続する機器であること。
 - ①電話着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
 - ②事前に登録された情報により、着信を拒否または着信ランプ等で警告表示する機能



ご不明な点がございましたら、危機管理課へご相談ください。

木曽岬町役場 危機管理課

電話:0567-68-6101 / メール:kikikanri@town.kisosaki.mie.jp